

小田原市病院情報セキュリティポリシー

小田原市病院情報セキュリティ基本方針

小田原市病院管理局

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象とする脅威	2
4	適用範囲	2
5	遵守義務	2
6	情報セキュリティ対策	2
7	病院情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	3
8	病院情報セキュリティポリシーの見直し	3

小田原市病院情報セキュリティ基本方針

1 目的

この基本方針は、小田原市が開設する病院（小田原市立病院。以下「本院」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本院が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産（情報、電磁的記録媒体、情報システム及び情報システムに関する仕様書等関連文書をいう。以下同じ。）の機密性、完全性及び可用性を適切に維持することをいう。

(4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 医療情報ネットワーク

電子カルテや部門システム等の患者情報を取扱う情報システム、データ及びその環境をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) サイバー攻撃をはじめとする部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的
要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

この基本方針は、本院等の情報資産及び本院の職員（病院管理局職員を含む。以下「病院職員」という。）に適用する。

この基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報

5 遵守義務

病院職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって病院情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

- (1) 組織体制

病院長は、本院内の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

- (2) 情報資産の分類と管理

病院長は、本院内の保有する情報資産を機密性、完全性及び可溶性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

病院長は、情報システムを設置するエリアへの不正な立入り、情報資産への損傷及び利用の妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

病院長は、情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を定めるとともに、職員に対する十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

病院長は、コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

病院長は、情報システムの監視、病院情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び外部委託を行う際のセキュリティ確保等、病院情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するための対策を講じる。

7 病院情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

病院情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 病院情報セキュリティポリシーの見直し

病院情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、病院情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、病院情報セキュリティポリシーを見直す。

附 則

この基本方針は、令和8年3月1日から施行する。